

令和 2 年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注意】

- ・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項 5 第 9 0 号）に基づく申請手続きをしてください。
また、本輸入発表の対象となる貝柱は、実行関税率表の番号等で 0 3 ・ 0 7 に分類されるものであって、ほたて貝（イタヤガイ科に属するもの。以下同じ。）の貝柱以外の貝柱です。ほたて貝の貝柱については、「ほたて貝」の輸入割当ての対象となり、同日付けで別途発表しておりますので、御参照ください。
- ・ 申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。
- ・ 書類審査においては、申請書類を持参する者の本人確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式 6 に従い作成した書類 1 通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。）を併せて御用意ください。
なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。
- ・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載された P D F ファイルを御参照ください。）
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

＜本輸入発表の商社割当て A 1（実績割当て）の申請受付日について＞

申請受付窓口での申請受付日は、令和 2 年 6 月 1 日です。また、電子申請による申請受付日は、令和 2 年 5 月 2 9 日から 6 月 1 日までです。

＜先着順割当てを申請する者の資格について＞

同一年度の「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入発表に基づき輸入割当てを受ける場合、先着順割当ては、新規参入者を対象とした割当方式のため、他の輸入割当てと重複して申請することが出来ません（同一年度の輸入発表に基づき、先着順割当てを受けた者が商社割当て A 2（追加実績割当て）を申請する場合を除く。）。

＜本輸入発表の商社割当て A 2（追加実績割当て）及び先着順割当てについて＞

- ・ 本輸入発表に基づき商社割当て A 2（追加実績割当て）の申請受付開始日（令和 2 年 6 月 2 6 日）に申請を行う者の申請順位は抽選（電子くじ）により決定するため、商社割当て A 2（追加実績割当て）の申請を行う者にあつては、事前に、経済産業省ホームページ上の「申請登録フォーム」を利用した申請登録申込が必要となります。このため、商社割当て A 2（追加実績割当て）を申請する場合は、5 の（2）に記載された申請資格者の資格、申請登録申込の方法及び申請登録締切日等を十分御確認の上、登録してください。
- ・ 同様に、本輸入発表に基づき先着順割当ての申請受付開始日（令和 2 年 7 月 2 1 日）に申請を

受け付ける者の申請順位を抽選（電子くじ）により決定するため、先着順割当ての申請を行う者にあつては、事前に、経済産業省ホームページ上の「申請登録フォーム」を利用した申請登録申込が必要となります。このため、先着順割当てを申請する場合は、5の（5）に記載された申請者の資格、申請登録申込の方法及び申請登録締切日等を十分御確認の上、登録してください。

- ・ 商社割当てA2（追加実績割当て）及び先着順割当てそれぞれの申請受付開始日には、抽選により決定した申請順位の上位者の申請を受け付けます。この結果、輸入割当限度数量の範囲内で余剰が生じた場合には、申請順位に従い経済産業省が個別に日時を指定の上、申請を受け付けることとなります。

＜対外決済書類及び輸入通関実績に係る一覧表の作成・提出について【協力依頼】＞

主に商社割当てA1（実績割当て）、商社割当てA2（追加実績割当て）の申請時には、輸入承認証の裏面の通関実績と対外決済書類の照合を行うため、輸入貨物の通関と対外決済が多数ある場合には、対外決済に係る一覧表（経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページ、「対外決済に係る一覧表について」にある「参考様式①～③」のうち該当するもの）の提出をお願いいたします。

また、輸入承認証を複数に分割されている者におかれましては、「参考様式④」の提出をお願いいたします。

＜輸入承認証の有効期間について＞【重要】

本輸入発表に係る輸入割当証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は、先着順割当ての場合を除き、原則6か月です。なお、審査基準に照らして特に必要があると認められる場合には6か月を超えない範囲においてその有効期間を延長することができますが、延長できる期間は輸入承認証に切り替えた日から起算して最長で18か月となりますのでご注意ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/20190225.pdf

【商社割当てA1（実績割当て）の申請資格について】

商社割当てA1（実績割当て）の申請資格の要件を改正しましたのでご注意ください。

目次

1	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位.....	5
2	輸入割当方式及び輸入割当限度数量.....	5
3	原産地.....	5
4	申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと）..	5
	（1）商社割当てA1（実績割当て）.....	5
	（2）商社割当てA2（追加実績割当て）.....	5
	（3）需要者割当て.....	6
	（4）漁業者割当て.....	6
	（5）先着順割当て.....	6
5	申請者の資格及び申請手続等.....	6
	（1）商社割当てA1（実績割当て）.....	6

① 申請者の資格	
② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）	
③ 割当基準	
④ その他の注意事項	
（2）商社割当てA 2（追加実績割当て）	8
① 申請者の資格	
② 申請登録申込（申請登録フォームによる申込）、申請受付等	
③ 申請書類	
④ 割当基準	
⑤ その他の注意事項	
（3）需要者割当て	11
① 申請者の資格	
② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）	
③ 内示書の交付	
④ 割当基準	
⑤ その他の注意事項	
（4）漁業者割当て	12
① 申請者の資格	
② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）	
③ 割当基準	
④ その他の注意事項	
（5）先着順割当て	13
① 申請者の資格	
② 申請登録申込（申請登録フォームによる申込）、申請受付等	
③ 申請書類	
④ 割当基準	
⑤ その他の注意事項	
6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当てA 1（実績割当て）、需要者割当て及び漁業者割当てを申請する場合に限る。）	17
（1）申請時に必要となる情報	17
（2）申請受付期間	17
（3）添付書類	17
（4）その他	18

7 本輸入発表に関する問合わせ先.....	19
〔別紙参考様〕 原本証明書	20
〔別紙様式 1－①〕（商社割当て A 1 申請用）「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	21
〔別紙様式 1－②〕（商社割当て A 2 申請用）「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	22
〔別紙様式 2〕「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類	23
〔別紙様式 3〕 輸入通関実績表	25
〔別紙様式 4－①〕（商社割当て A 2 追加申請用）「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書	26
〔別紙様式 4－②〕（先着順割当て追加申請用）「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書	27
〔別紙様式 5〕「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入通関実績報告書.....	28
〔別紙様式 6〕 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類	29
（別表） 原産地一覧表	30
令和 2 年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注限度内示書発給要領.....	31
〔別紙様式 1〕 令和 2 年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て配分先計画書..	33
〔別紙様式 2〕 令和 2 年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注先計画書..	34
〔別紙様式 3〕 輸入通関実績報告書	35
〔別紙様式 4〕 累計輸入通関実績報告書	36
〔別紙様式 5〕 販売実績報告書	37

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる金額単位

実行関税率表の 番号等	商 品 名	申請に用いる金額単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のぶり、さん ま、貝柱及び煮干し並びにぶ り、さんまのフィッシュミール	米ドル

(注) 水産庁長官が定める「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」(平成24年5月8日付け24水漁第248号、最終改正平成30年2月23日)に基づき養殖用と確認された活のかんぱち稚魚は、輸入割当ての対象外となります。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度金額

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度金額(万米ドル)
商社割当てA1(実績割当て)	1, 170
商社割当てA2(追加実績割当て)	30
需要者割当て	890
漁業者割当て	200
先着順割当て	350
計	2, 640

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

4 申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと。)

(1) 商社割当てA1(実績割当て)

令和2年6月1日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省別館1階101-2各省庁共用会議室

(2) 商社割当てA2(追加実績割当て)

令和2年6月26日から令和3年3月25日まで(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前10時から午前11時45分まで(申請受付日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、申請のあった数量を2の割当限度金額に達するまで申請順に割り当てる(令和2年6月26日を除く。))。詳細は、5の(2)の②及び④を確認のこと。)

令和2年6月26日に限り、受付場所は、経済産業省別館1階101-2各省庁共用会議室

なお、令和2年6月29日以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(注) 商社割当てA2(追加実績割当て)の申請可能順位を抽選により決定するため、申請受

付開始日（令和２年６月２６日）に申請を行う者にあつては、以下の期間に申請登録申込（申請登録フォームによる申込）を行い、申請登録番号を得る必要がある。詳細は５の（２）の②を確認のこと。

- ① 申請登録申込期間は、令和２年４月２０日から５月２１日まで
- ② 申請登録番号は、令和２年６月１０日に電子メールにて通知（申請登録番号通知未着等の問い合わせは、令和２年６月１２日午後３時まで）
- ③ 抽選結果は、令和２年６月１７日から６月１８日までの間に経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載

（３）需要者割当て

令和２年６月１日及び６月２日から８月３１日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前１０時から午前１１時４５分まで

令和２年６月１日に限り、受付時間は、午前１０時から午前１１時４５分まで及び午後１時３０分から午後３時まで。受付場所は、経済産業省別館１階１０１－２各省庁共用会議室
なお、令和２年６月２日以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館１４階西８

（４）漁業者割当て

令和２年６月５日から令和３年６月４日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前１０時から午前１１時４５分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館１４階西８

（５）先着順割当て

令和２年７月２１日から令和３年１月２０日まで（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前１０時から午前１１時４５分まで（申請受付日ごとに午前１０時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、申請のあった数量を２の割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる（令和２年７月２１日を除く。）。詳細は５の（５）の②及び④を確認のこと。）

令和２年７月２１日に限り、受付時間は、午前１０時から午前１１時４５分及び午後１時３０分から午後３時まで。受付場所は、経済産業省別館１階１０１－２各省庁共用会議室
なお、令和２年７月２２日以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館１４階西８

（注）先着順割当ての申請可能順位を抽選により決定するため、申請受付開始日（令和２年７月２１日）に申請を行う者にあつては、以下の期間に申請登録申込（申請登録フォームによる申込）を行い、申請登録番号を得る必要がある。詳細は５の（５）の②を確認のこと。

- ① 申請登録申込期間は、令和２年４月２０日から５月２１日まで
- ② 申請登録番号は、令和２年６月１０日に電子メールにて通知（申請登録番号通知未着等の問い合わせは、令和２年６月１２日午後３時まで）
- ③ 抽選結果は、令和２年６月１７日から６月１８日までの間に経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載

５ 申請者の資格及び申請手続等

（１）商社割当てＡ１（実績割当て）

① 申請者の資格

平成３１年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」（以下、「ぶり等」という。）の輸入発表（平成３１年４月１９日付け輸入発表第４号をいう。以下同じ。）又は平成３０年度「ぶり等」の輸入発表（平成３０年４月１９日付け輸入発表第４号をいう。以下同じ。）

に基づき商社割当てを受けた者であって、次の全ての要件を満たす者（５の（５）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

- ア 当該輸入割当てにより平成３１年３月１日から令和２年２月２９日までの期間に「ぶり等」を輸入通関した実績を有する者であって、「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関した「ぶり等」全額について、５の（１）の②の(b)及び(c)又は６の（３）の①の(a)及び(b)の書類によって証明されたものをいう。）
- イ 平成３０年度「ぶり等」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあつては、当該輸入割当てを受けた日から令和２年２月２９日までの「ぶり等」の輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の８０％以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当金額の８０％以上。）であること（消化実績が８０％未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については６を参照のこと。）

- (a) 輸入割当申請書（２通）
- (b) ５の（１）の①のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
- (c) ５の（１）の①のアに示す輸入通関した「ぶり等」全額に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
- (d) 平成３０年度「ぶり等」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）並びに当該年度の輸入割当証明書の写し
- (e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式１-①（商社割当てＡ１申請用））
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式６）
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

（注） 上記提出のあった輸入承認証の写しについて、必要に応じて原本の提出を求めることがある。

③ 割当基準

輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、２の輸入割当限度金額を５の（１）の②又は６の（３）の①により提出された５の（１）の①のアに示す期間に係る「ぶり等」の輸入通関実績に応じ、あん分して得た金額の範囲内で、申請のあった金額を割り当てる。

④ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の

全てに対して割当てを行わないことがある。ただし、商社割当て A 1（実績割当て）を申請している法人又は個人が、申請受付日から 9 か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の 2 分の 1 超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の 2 分の 1 超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則 6 か月である。

ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月 10 日までに輸入通関実績報告書（別紙様式 5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

エ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（２）商社割当て A 2（追加実績割当て）

① 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当て A 1（実績割当て）を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は平成 31 年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者（当該先着順割当ての実績に基づき当該年度に既に商社割当て A 2（追加実績割当て）を取得した者は除く。以下、5 の（２）において同じ。）であって、次の全ての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までに「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した「ぶり等」全額について 5 の（２）の③のアの(b)及び(c)の書類によって証明されたものをいう。)

イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の 80%以上（2 回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当金額の 80%以上。）であること（平成 31 年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が 80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りでない。）

ウ 申請受付開始日（令和 2 年 6 月 26 日をいう。以下 5 の（２）において同じ。）に申請を行う者にあつては、本輸入発表日（令和 2 年 4 月 20 日をいう。以下同じ。）以降、申請登録締切日（令和 2 年 5 月 21 日をいう。以下 5 の（２）において同じ。）までに申請登録申込（申請登録フォームによる申込）を行い、申請登録番号を得ていること（詳細は 5 の（２）の②に記載）

エ 本輸入発表に基づき既に商社割当て A 2（追加実績割当て）を受けている者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の 80%以上であること

② 申請登録申込（申請登録フォームによる申込）（注 1）、申請受付等

申請受付開始日に申請を受け付ける者の申請順位を抽選により決定するため、事前に、申請登録フォーム（経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載）による申請登録申込をすることが必要となる。

申請登録申込期間は、令和 2 年 4 月 20 日から 5 月 21 日まで

本輸入発表日以降、申請登録締切日までに申請登録申込を行った者に申請登録番号を付し（注2）、抽選（注3）により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から（注4）、2の輸入割当限度数量に達するまで申請を受け付け、輸入割当てを行うこととする。

申請受付開始日に書類審査を受けることができる者は、抽選により決定した申請順位の上位の者に限定する。それ以外の者については、2の輸入割当限度数量の範囲内で余剰が生じ次第、次順位の者に個別に知らせた上で、2の輸入割当限度数量に達するまで申請順位に従って申請を受け付ける。

なお、これらの者についても申請受付開始日に申請を受け付けたものとする（注5）。

- （注1） 申請登録申込は、申請登録フォームに必要事項を入力の上、申請登録締切日までに登録することとする。この際、各申請登録申込者は、当該申込に当たって、5の（2）の①のア及びイに示す輸入通関した実績を有する又は有する見込みが確実であることを確認した上で、申請予定数量と併せて登録すること（入力方法の詳細は、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載の「入力マニュアル」を参照のこと。）。

なお、申請登録時の申請者名、住所、代表者名は申請受付日に申請書類にて確認を行い、相違があった場合は原則として申請を受け付けない。

- （注2） 申請登録番号は、令和2年6月10日に電子メールで通知する。（原則として当該電子メールの再送は行わない。）申請登録番号を記した電子メールが届かない場合は、令和2年6月12日の午後3時までに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に電話で問合わせることとする。問合わせの際は、申請登録申込完了画面又は登録完了メールの確認が必要となるので、必ず申請登録申込完了画面及び登録完了メールの保存又は印刷を行うこと。抽選が行われた日以降は、各個別の申請登録申込及び申請登録番号に関する問合せは受け付けない。

なお、申請登録締切日までに申請登録申込が完了しなかった場合等、抽選が行われるまでに申請登録番号を得られなかったことの責任は各申請登録申込者が負うこととする。

- （注3） 抽選は、経済産業省が電子くじにより行う。（詳細は、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページにある「電子くじの実施方法について」を参照のこと。）

電子くじによる抽選結果は、令和2年6月17日から6月18日までの間に、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載する。申請受付開始日に申請を受け付けることが可能な者（上順位者）については、指定された日に申請を行うこと。（抽選結果は申請登録申込者（上順位者を含む。）へ個別メールの送信は行わない。）

- （注4） 次に掲げる法人又は個人の申請登録については、申請者に割当てを公平に行う観点から、その申請順位を無効とする。

- ・ 本輸入発表に基づき商社割当てA2（追加実績割当て）について複数の申請登録を行っている法人又は個人（この場合、全ての申請順位を無効とする。）
- ・ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請若しくは申請登録している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人（この場合、申請若しくは申請登録している支配関係にある法人又は個人の全てについて申請登録及び申請を認めないことがある。）

- （注5） 経済産業省が指定する日（申請受付開始日を含む。）に申請に来なかった場合は、当該者の申請順位は無効とする。

③ 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2通）

- (b) 5の(2)の①のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
- (c) 5の(2)の①のアに示す輸入通関した「ぶり等」全額に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、支払先銀行(国名又は地域名を含む。))及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送料金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)
- (d) 5の(2)の①のイに係る輸入割当証明書の写し
- (e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-②(商社割当てA2申請用))
- (f) 申請受付開始日に申請する者にあつては、申請登録番号が通知された電子メールの写し
- (g) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (h) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (i) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (j) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の商社割当てA2(追加実績割当て)を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 当該輸入割当証明書の写し
- (c) 5の(2)の①のエに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
- (d) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4-①(商社割当てA2追加申請用))
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

(注) 上記提出のあった輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがある。

④ 割当基準

1申請者1回当たりの割当金額は10万米ドルを限度とし、申請のあった金額を2の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てる。ただし、申請受付日(申請受付開始日を除く。)ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当てを行うこととする(申請受付開始日における申請順位等については、5の(2)の②を参照。)。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当を行う

⑤ その他の注意事項

ア 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、申請受付開始日以外は1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

イ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申

請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがある。）。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

ウ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（3）需要者割当て

① 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者（5の（5）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。）

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 内示書の交付

令和2年4月20日付け元水漁第1644号「令和2年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

④ 割当基準

5の（3）の②又は6の（3）の②により提出された内示書に基づく発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された金額をまとめて、1申請で提出しなければならない。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に提出しなければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通

関実績に係る輸入承認証の写しを併せて内示書の発給を受けた者に提出すること。なお、当該報告書の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（４）漁業者割当て

① 申請者の資格

外国の排他的経済水域で漁業を営む者、その者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官から認められた者又は当該団体から発注を受けた者（５の（５）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については６を参照のこと。）

ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体

- (a) 輸入割当申請書（２通）
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式６）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

イ 当該団体から発注を受けた者

- (a) 輸入割当申請書（２通）
- (b) 当該団体からの発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式６）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

５の（４）の②又は６の（３）の③により提出された水産庁長官から認められたことを証する書類又は発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てる。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則６か月である。

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年１月、４月、７月及び１０月の各月１５日までに、前３か月分の輸入通関実績を、水産庁長官から認められた者に報告しなければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて水産庁長官から認められた者に提出すること。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、

住所及び輸入割当品目の輸入割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（５）先着順割当て

① 申請者の資格

５の（１）、（２）、（３）又は（４）のいずれかに基づき輸入割当てを受けた者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

ア 申請受付開始日（令和２年７月２１日をいう。以下５の（５）において同じ。）に申請する者にあつては、平成３１年３月１日から令和２年２月２９日までの期間に実行関税率表第１部から第４部までに属する貨物（食料品に限る。）１０万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

イ 令和２年７月２２日以降に申請する者にあつては、平成３１年３月１日から申請日の前日までの期間に実行関税率表第１部から第４部までに属する貨物（食料品に限る。）を自己の名と計算において輸入通関した実績（１０万米ドル未満であっても可）を有し、「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

ウ 本輸入発表日以降に「ぶり等」の輸入契約を締結していること

エ 申請受付開始日に申請を行う者にあつては、本輸入発表日以降、申請登録締切日（令和２年５月２１日をいう。以下５の（５）において同じ。）までに申請登録申込（申請登録フォームによる申込）を行い、申請登録番号を得ていること（詳細は５の（５）の②に記載）

オ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日から起算して１か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から９か月（ただし、申請受付開始日から１か月以上経過した後申請した者の通関期間については、１か月経過するごとに通関期間を１か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関することが確実であると認められること

カ 平成３１年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の８０％以上（２回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当金額の８０％以上）であること（消化実績が８０％未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

キ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあつては、当該輸入割当てを既に消化（当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。）しているか又は消化する見込みがあること

② 申請登録申込（申請登録フォームによる申込）（注１）、申請受付等

申請受付開始日に申請を受け付ける者の申請順位を抽選により決定するため、事前に、申請登録フォーム（経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載）による申請登録申込をすることが必要となる。

申請登録申込期間は、令和２年４月２０日から令和２年５月２１日まで

本輸入発表日以降、申請登録締切日までに申請登録申込を行った者に申請登録番号を付し（注２）、抽選（注３）により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から（注４）２の輸入割当限度金額に達するまで申請を受け付け、輸入割当てを行うこととする。

申請受付開始日に書類審査を受けることができる者は、抽選により決定した申請順位の上位の者に限定する。それ以外の者については、２の輸入割当限度金額の範囲内で余剰が

生じ次第、次順位の者に個別に知らせた上で、2の輸入割当限度金額に達するまで、申請順位に従って申請を受け付ける。

なお、これらの者についても申請受付開始日に申請を受け付けたものとする（注5）。

- （注1） 申請登録申込は、申請登録フォームに必要事項を入力の上、申請登録締切日までに登録することとする。この際、各申請登録申込者は、当該申込に当たって、5の（5）の①のアの資格を有することを確認した上で、申請予定金額と併せて登録すること。（入力方法の詳細は、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載の「入力マニュアル」を参照のこと。）

なお、申請登録時の申請者名、住所及び代表者名は申請受付日に申請書類にて確認を行い、相違があった場合は原則として申請を受け付けない。

- （注2） 申請登録番号は、令和2年6月10日に電子メールで通知する。（原則として当該電子メールの再送は行わない。）申請登録番号を記した電子メールが届かない場合は、令和2年6月12日の午後3時までに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に電話で問合せることとする。問合せの際は、申請登録申込完了画面又は登録完了メールの確認が必要となるので、必ず申請登録申込完了画面及び登録完了メールの保存又は印刷を行うこと。抽選が行われた日以降は、各個別の申請登録申込及び申請登録番号に関する問合せは受け付けない。

なお、申請登録締切日までに申請登録申込が完了しなかった場合等、抽選が行われるまでに申請登録番号を得られなかったことの責任は各申請登録申込者が負うこととする。

- （注3） 抽選は、経済産業省が電子くじにより行う。（詳細は、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページにある「電子くじの実施方法について」を参照のこと。）

電子くじによる抽選結果は、令和2年6月17日から6月18日までの間に、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載する。申請受付開始日に申請を受け付けることが可能な者（上順位者）については、指定された日に申請を行うこと。（抽選結果は申請登録申込者（上順位者を含む。）へ個別メールの送信は行わない。）

- （注4） 次に掲げる法人又は個人の申請登録については、申請者に割当てを公平に行う観点から、その申請順位を無効とする。

- ・ 本輸入発表に基づき先着順割当てについて複数の申請登録を行っている法人又は個人（この場合、全ての申請順位を無効とする。）
- ・ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請若しくは申請登録している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人（この場合、申請若しくは申請登録している支配関係にある法人又は個人の全てについて申請登録及び申請を認めないことがある。）

- （注5） 経済産業省が指定する日（申請受付開始日を含む。）に申請に来なかった場合は、当該者の申請順位は無効とする。

③ 申請書類

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
- (c) 5の（5）の①のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - ・ 輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
 - ・ 輸入許可通知書の写し

※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあつては、輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の原本及びその写し

- (d) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者（申請者）宛てのインボイスの写し（ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）を提出する場合は不要。）
- (e) 5の(5)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空運送状（AWB）又は船荷証券（B/L）の写し（ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）を提出する場合は不要。）
- (f) 5の(5)の①のア又はイについての輸入通関実績表（別紙様式3）
- (g) 申請受付開始日に申請する者にあつては、申請登録番号が通知された電子メールの写し
- (h) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (i) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (j) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (k) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
- (c) 当該輸入割当証明書の写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式4-②（先着順割当て追加申請用））
- (e) 当該消化状況を証する書類
 - ・ 既に消化しているものについては、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
 - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス（船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。）の写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

（注1）以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

（注2）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

（注3）上記提出のあった輸入承認証の写しについて、必要に応じて原本の提出を求めることがある。

④ 割当基準

1 申請者1回当たりの割当金額は10万米ドルを限度とし、契約金額の範囲内で申請のあった金額を2の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てる（既に先着順割当てを受けている者にあつては、原則として当該輸入割当ての未消化分の金額を除いた金額を割り当てる。）。ただし、申請受付日（申請受付開始日を除く。）ごとに、午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請金額の総計が輸入割当限度金額を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで輸入割当てを行うこととする。（申請受付開始日における申請順位等については、

5の(5)の②を参照。)

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

⑤ その他の注意事項

ア 申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から9か月（ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。）以内に輸入通関しなければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された金額の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当金額の80%未満（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当金額の80%未満。）の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、申請開始日以外は、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことを認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがある。）。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出する。

キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当て

を行わないことがある。

ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当品目の割当金額を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当てA1（実績割当て）、需要者割当て及び漁業者割当てを申請する場合に限る。）

電子申請を行う場合は、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

（1）申請時に必要となる情報

① 品目コード

G F

② 申請受付窓口及び申請部署コード

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 S A E

（2）申請受付期間

① 商社割当てA1（実績割当て）

令和2年5月29日から6月1日まで

（注）令和2年5月29日の午前0時から6月1日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

② 需要者割当て

令和2年6月1日から8月31日まで

③ 漁業者割当て

令和2年6月5日から令和3年6月4日まで

（注1）申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

（注2）申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

（3）添付書類

① 商社割当てA1（実績割当て）を申請する場合

(a) 5の（1）の①のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）

- (b) 5の(1)の①のアに示す輸入通関した「ぶり等」全額に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、支払先銀行(国名又は地域名を含む。))及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)
- (c) 平成30年度「ぶり等」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)並びに当該年度の輸入割当証明書の写し
- (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-①(商社割当てA1申請用))
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (f) その他審査に必要と認められる書類

② 需要者割当てを申請する場合

- (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
- (b) その他審査に必要と認められる書類

③ 漁業者割当てを申請する場合

ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体

- (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
- (b) その他審査に必要と認められる書類

イ 当該団体から発注を受けた者

- (a) 当該団体からの発注書及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
- (b) その他審査に必要と認められる書類

④ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書(様式自由)

(注) 添付書類等については、申請受付窓口を持参又は郵送で提出することができる。

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」(平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号)に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACC利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

e-mail: qqfcbj@meti.go.jp

(ただし、行政機関の休日を除く。)

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

7 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03-3501-0532

電話対応時間

9:30～17:00（12:00～13:00を除く。）

（ただし、行政機関の休日を除く。）

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

〔別紙参考様式〕

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

令和2年4月20日付け輸入発表第4号に基づく、「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

区 分		年 度 別	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	合 計
①	輸入割当年月日				
②	輸入割当証明書番号				
③	輸入割当金額				
④	輸入承認金額				
⑤	平成 3 1 年 2 月 2 8 日までの輸入 通関実績累計				
輸 入 通 関 実 績	平成 3 1 年 3 月分				
	4 月分				
	令和元年 5 月分				
	6 月分				
	7 月分				
	8 月分				
	9 月分				
	1 0 月分				
	1 1 月分				
	1 2 月分				
	令和 2 年 1 月分				
	2 月分				
	⑥ 合 計（平成 3 1 年 3 月 ～令和 2 年 2 月）				
⑦	輸入通関実績総計（⑤＋⑥）				
⑧	輸入消化率（⑦÷③＝％）				

（注） 1 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

2 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 5 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

〔別紙様式 1－②〕（商社割当て A 2 申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

区 分		年 度 別	平成 3 1 年度 （先着順割当て）	令和 2 年度 （商社割当て A 1）	令和 2 年度 （先着順割当て）
①	輸入割当年月日				
②	輸入割当証明書番号				
③	輸入割当金額				
④	輸入承認金額				
輸 入 通 関 実 績	令和元年	8 月分			
		9 月分			
		1 0 月分			
		1 1 月分			
		1 2 月分			
	令和 2 年	1 月分			
		2 月分			
		3 月分			
		4 月分			
		5 月分			
		6 月分			
		7 月分			
		8 月分			
		9 月分			
		1 0 月分			
		：			
	⑤	合計（令和元年 8 月 ～令和 年 月）			
⑥	輸入消化率（⑤÷③＝％）				

（注） 1 用紙は、A 列 4 番横長とする。

2 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 5 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

〔別紙様式 2〕

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目	ぶり・さんま・貝柱及び煮干し			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所 (同上)				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先 における役職名	兼職先の「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当ての有無
		専・非		有・無
(6) そ の 他 の 役 員		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
		専・非		有・無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期	月 ~	月
(9) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の担当の役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順位 5 名を記載〕	氏 名	持株数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合には、 「ぶり・さんま・貝柱 及び煮干し」の輸入割 当ての有無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
			%	有・無
(11) 本輸入発表に基づき商社割 当て若しくは先着順割当てを 申請している他の法人又は個人 (既に割当てを取得した者 を含む。)と支配関係にない ことの確認 〔①～④について確認の上、全ての の□にチェック(☑)すること〕	☐	①「発行済株式総数若しくは出資総額の 2 分の 1 超を直接若しくは間接 に保有又は出資する関係」にないこと。		
	☐	②「役員総数の 2 分の 1 超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」 にないこと。		
	☐	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にない こと。		
	☐	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。		
(12) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれかに○をつけること〕	① L / C (開設銀行 : 開設依頼人 :) ② T / T ③ B / C ④ その他			
(13) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	数 量	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否〔1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり〕	

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。))。
- 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
- 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 4 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る)
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・ 直近1か年の決算報告書

※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る)
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同じの場合には、当該種類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

〔別紙様式 3〕

輸 入 通 関 実 績 表 (平成 3 1 年 3 月 1 日から令和 年 月 日まで)

住 所
会 社 名

輸入承認証 (I/L) 又は輸入許可通知書		輸 入 通 関 実 績			
輸入承認証番号 又は申告番号	送状金額 (I/L) 又は通関金額	通関年月日	商 品 名	数 量	金 額
				キログラム	米ドル
合 計					

(注) 1 輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。

- ① 輸入承認証の場合は、送状金額を記載し、輸入許可通知書の場合は、通関金額を記載すること。
- ② 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ③ 輸入承認証（数量により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ④ 輸入承認証（金額により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 5 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式４－①〕（商社割当てＡ２追加申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

割 当 方 式		商社割当てＡ２
区 分		
①	輸入割当年月日	
②	輸入割当証明書番号	
③	輸入割当金額	
④	輸入承認金額	
⑤	④÷③＝％	
輸 入 通 関 実 績	令和２年 ７月分	
	８月分	
	９月分	
	１０月分	
	１１月分	
	１２月分	
	令和３年 １月分	
	２月分	
	３月分	
	４月分	
	⑥ 合 計（令和２年７月 ～令和 年 月）	
⑦	輸入消化率（⑥÷③＝％）	

（注）１ 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第３５条第２号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

２ 用紙は、Ａ列４番横長とすること。

〔別紙様式 4－②〕（先着順割当て追加申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

		輸入割当証明書 (IQ)			輸入承認証 (I/L)		I／L未振替		輸入通関実績		I／L振替後						
		割当年月 日 及 び 有効期限	割 当 証明書 番 号	① 金 額	承認年月 日 及 び 有効期限	② 金 額	③ 失 効 金 額	④ 有 効 金 額	年月日	⑤ 金 額	⑥ 失 効 金 額	⑦ 有 効 金 額	⑧ 失 効 金 額 計 (③+⑥)	⑨ 有 効 金 額 計 (④+⑦)	⑩ ⑨のうち 契約金額	⑪ 今回申請 に 係 る 契約金額	⑫ 不足金額 (⑪－⑨ －⑩))
先 着 順 割 当 て	①																
	②																
	③																
	・ ・ ・																
合計																	

（注） 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 5〕

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	G F - (A E) - 2 0 -
割 当 方 式 (該当を○囲み)	商社 A 1 ・ 商社 A 2 ・ 先着順
割 当 日	年 月 日
割当金額 (米ドル) (A)	

提 出 年 月 日	_____
住 所	_____
会 社 名	_____
担 当 者 名	_____
電 話	_____
F A X	_____

※ 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 5 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

年	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	(1~12月)	(B)	(A)-(B)	(B)/(A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

※先着順割当てにあっては、次の 2 種類の書類を添付してください。

輸入承認証 (I/L) の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当金額全額を消化した（消化率 1 0 0 %）場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月 1 0 日までに郵送にて提出してください。

※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先：〒 1 0 0 - 8 9 0 1 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課農水産室 水産班宛て

（注）用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式 6〕

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和 2 年 4 月 2 0 日付け輸入発表第 4 号に基づく「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

（注）用紙は、A 列 4 番縦長とすること。

原 産 地 一 覧 表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア（注）、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島（米）、グアム（米）、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア（仏）、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

（注）ロシアについては、漁業者割当てにより輸入する場合に限り適用する。

令和2年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和2年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについての輸入発表（令和2年4月20日付け輸入発表第4号。以下「輸入発表」という。）の5（3）①に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

（1）輸入割当限度金額

輸入割当限度金額は、890万米ドルとする。

（2）内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。
全国水産加工業協同組合連合会
日本水産缶詰工業協同組合
全国珍味商工業協同組合連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国漁業協同組合連合会
一般社団法人 日本かまぼこ協会
北海道漁業協同組合連合会

（3）内示書の発給申請期間

（2）の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和2年5月11日までに書面（発注限度内示書発給申請書）によりその旨を水産庁長官に通知すること。

（4）内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者（以下単に「内示書の発給を受けた者」という。）は、遅滞なく、配分先計画書（別紙様式1）及び発注先計画書（別紙様式2）を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式1及び別紙様式2を提出すること。

（5）内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

（1）加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入商社等に対して発注を行うこと。

（2）発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、

過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。

- (3) 発注を受ける者が、前々年度に本要領と同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和元年12月末日までの輸入通関実績（消化実績）が当該需要者割当ての80%未満であるときは、そのことに自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注金額は当該輸入通関実績（消化実績）を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
 - ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間（1月から12月まで）の発注先別販売実績について、販売実績報告書（別紙様式5）により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-4190

FAX番号 03-3591-6867

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供する。

別紙様式 1

年 月 日

水産庁長官殿

団体名 印

令和2年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て

配分先計画書

[illegible]

配分先は加工業者単位で記入する。未定の場合は概数を記入する。

別紙様式 2

年 月 日

水産庁長官殿

団体名 印

令和2年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て

発注先計画書

[illegible]

輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

[illegible]

35

累計輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

※ 報告対象年度は、当年度を含む直近3年度とする。

販売実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

割当年度	年度
2010年度	2010年度
2011年度	2011年度
2012年度	2012年度
2013年度	2013年度
2014年度	2014年度
2015年度	2015年度
2016年度	2016年度
2017年度	2017年度
2018年度	2018年度
2019年度	2019年度
2020年度	2020年度
2021年度	2021年度
2022年度	2022年度
2023年度	2023年度
2024年度	2024年度
2025年度	2025年度
2026年度	2026年度
2027年度	2027年度
2028年度	2028年度
2029年度	2029年度
2030年度	2030年度
2031年度	2031年度
2032年度	2032年度
2033年度	2033年度
2034年度	2034年度
2035年度	2035年度
2036年度	2036年度
2037年度	2037年度
2038年度	2038年度
2039年度	2039年度
2040年度	2040年度
2041年度	2041年度
2042年度	2042年度
2043年度	2043年度
2044年度	2044年度
2045年度	2045年度
2046年度	2046年度
2047年度	2047年度
2048年度	2048年度
2049年度	2049年度
2050年度	2050年度
2051年度	2051年度
2052年度	2052年度
2053年度	2053年度
2054年度	2054年度
2055年度	2055年度
2056年度	2056年度
2057年度	2057年度
2058年度	2058年度
2059年度	2059年度
2060年度	2060年度
2061年度	2061年度
2062年度	2062年度
2063年度	2063年度
2064年度	2064年度
2065年度	2065年度
2066年度	2066年度
2067年度	2067年度
2068年度	2068年度
2069年度	2069年度
2070年度	2070年度
2071年度	2071年度
2072年度	2072年度
2073年度	2073年度
2074年度	2074年度
2075年度	2075年度
2076年度	2076年度
2077年度	2077年度
2078年度	2078年度
2079年度	2079年度
2080年度	2080年度
2081年度	2081年度
2082年度	2082年度
2083年度	2083年度
2084年度	2084年度
2085年度	2085年度
2086年度	2086年度
2087年度	2087年度
2088年度	2088年度
2089年度	2089年度
2090年度	2090年度
2091年度	2091年度
2092年度	2092年度
2093年度	2093年度
2094年度	2094年度
2095年度	2095年度
2096年度	2096年度
2097年度	2097年度
2098年度	2098年度
2099年度	2099年度
2100年度	2100年度

販売実績は加工業者単位で記入する。